

経済産業省 第1回ファミリービジネスのガバナンスの在り方に関する研究会資料

三井住友信託銀行におけるファミリーガバナンスの取組み

2025年3月31日

三井住友信託銀行株式会社

特別理事 プライベートバンキング業務推進部主管

水谷公彦

PB②-24-023

1. ファミリービジネスにおいてガバナンスを意識する必要性

- ・日本の企業は減少傾向にあり、その多くがファミリービジネスである
- ・ファミリービジネスのほとんどが第二次世界大戦後の創業であり、世代交代の時期にあたっているファミリービジネスが多い
- ・ファミリーは、ファミリービジネスにとって主要なステークホルダーであり、ファミリーが持つ価値観や理念は、ファミリービジネスの理念や経営に少なからず影響を及ぼす
- ・ファミリーの世代が進むと、ファミリー・メンバー間の関係が変化し、ファミリーとファミリービジネスとの関係も変化する。



ファミリーがファミリー企業にとって良い影響を及ぼすステークホルダーであり続けるために、ファミリービジネスにおけるコーポレートガバナンスに加えて、ファミリーとしてのガバナンスも必要になる

2. 三井住友信託銀行が理解しているファミリーガバナンス

ファミリービジネスにおけるガバナンス

ファミリービジネスにおけるガバナンスは、会社法や(上場企業の場合)コーポレートガバナンス・コードなどの明文のルールに基づくフォーマルガバナンスと、企業文化・企業理念・慣習といったものにも影響を受けるインフォーマルガバナンスで構成される。

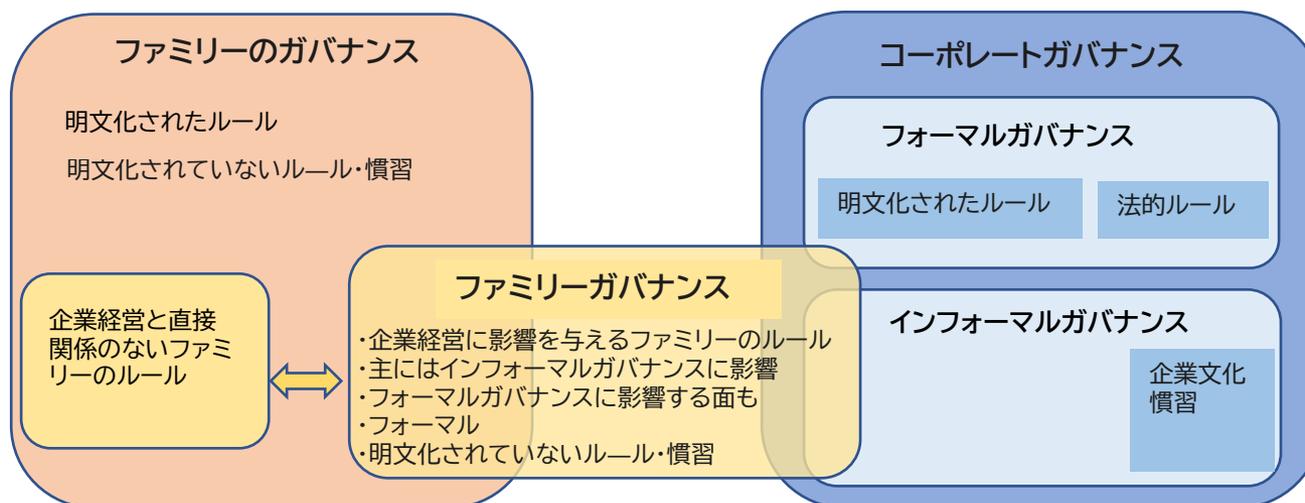
ファミリービジネスにおいては、ファミリーの価値観・理念等がインフォーマルガバナンスに強い影響を与える傾向があり、更に、フォーマルガバナンスの形骸化等、企業のガバナンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

ファミリーのガバナンス

ビジネスに直接的な関係はないがファミリーにとって重要なこと。

ファミリーガバナンス

ファミリーが、ファミリービジネス及びそれを取り巻くファミリー以外のステークホルダー(株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等)との関係を踏まえたうえで、ファミリービジネスの成長とファミリーの永続を実現するための意思決定を行う仕組みその他のメカニズム。「ファミリーのガバナンス」とビジネスのガバナンスに影響を及ぼす「ファミリーガバナンス」とは相互に影響を及ぼし合う。



(東京大学大学院経済学研究科
柳川範之教授作成)

3. コーポレートガバナンスとファミリーガバナンスの関係

- ファミリーガバナンスは、ビジネスの発展とファミリーの永続を両立させるための仕組みという事ができる。
- このため、ファミリーガバナンスは、「ファミリー(家族、一族としての側面)」、「ビジネス(経営者としての側面)」、「オーナーシップ(株主としての側面)」、これら3つの側面のバランスを取りながら、各側面に属するメンバーの利害を調整し、ビジネスとファミリーを永続的に発展させる目的で機能させる必要がある。



コーポレートガバナンス

- 株主総会
- 取締役会
- コーポレートガバナンス・コード



ファミリーガバナンス

- ファミリー憲章
- ファミリー協議会
- ファミリーオフィス(資産管理会社)

コーポレートガバナンスとファミリーガバナンスが円滑に機能することで、ファミリービジネスのパフォーマンスに好影響を与えることも期待される

3. ファミリーガバナンスとコーポレートガバナンスの関係

| コーポレートガバナンスコード(例示) | ファミリーガバナンスにおける検討事項(例示) |
|---|---|
| <p>【原則1-3.資本政策の基本的な方針】 上場会社は、資本政策の動向が株主利益に重要な影響を与え得ること踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。</p> | <p>ファミリーの定義・ファミリー株主の定義 どの範囲までファミリー、ファミリー株主と定義するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ どの範囲のファミリーまで株式を保有させるか ■ どの様な場合に株式を失うか、また、その際の買取ルール ■ ファミリーの株式相続・譲渡に関するルール ■ 株式以外の財産に関する承継ルール <p>ファミリー株式等財産の管理・運用・相続承継方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリー株式及びファミリー株式以外のファミリー財産の集団的管理・運用・相続承継の方針 |
| <p>【原則1-6.株主の利益を害する可能性ある資本政策】 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。</p> | <p>利益相反取引に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業会社と利益が相反する取引に係る承認ルール <p>利益分配に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリーへの利益分配に係るルール <p>議決権行使に関する方針</p> |
| <p>【原則4-5.取締役・監査役等の受託者責任】 上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。</p> | <p>ファミリーメンバーの雇用・解雇や、役員選解任に関する方針</p> <p>ファミリーメンバーの育成方針</p> <p>ファミリー内の事業承継方針</p> |
| <p>【補充原則4-3②】 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。</p> | <p>ファミリー憲章等の活用に関する価値観等の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリー内における価値観・ビジョン、ビジネスへの参加、株式保有・承継・事業承継等に関する考えを共有化 <p>ファミリー憲章等ファミリールールの改正に関する方針</p> |
| <p>【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】 上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。</p> | |

4. ファミリーガバナンスを実現するための手段

| 項目 | メリット | 留意事項 |
|--------------|---|---|
| ファミリー憲章等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリー内でファミリーとしての理念・価値観・ビジョン、ビジネスへの関与、承継方針を共有化することによりファミリーとしての永続性を確保しやすくできる | <ul style="list-style-type: none"> ■ 強制力のない合意であるファミリー憲章にするか、契約形態の株主間契約書にするかにつきファミリーの実情に応じて検討する必要がある。 |
| ファミリー協議会等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリーメンバーが定例的に集まり、ファミリーの理念・価値観・ビジョン等を共有のうえ、ファミリーとしてのビジネスへの関与、事業戦略・資本政策等の方針の検討、株主としての議決権行使、事業承継方針、後継者育成等を話し合う機会を得る | <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリー協議会を適切に運営するための運営ルール、組織運営体制を検討する必要がある。 |
| ファミリーオフィスの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリービジネス株式の分散を抑制し、ファミリーとしての保有株式比率が低下しないようにする ■ ファミリーの資産を集約して運用することにより、大口の分散投資が可能となる ■ ファミリー内の富の偏在の緩和、ファミリー内の経済的な相互扶助の仕組み ■ ファミリーとしてのフィランソロピーの取組みを推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 税制に加え、ファミリーとしての資産運用につき法規制を考慮する必要がある。 |
| 公益財団法人の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業会社の配当金を社会貢献に活用できる ■ 社長の保有株式を相続財産から分離可能 ■ 一般的には、安定株主として機能する | <ul style="list-style-type: none"> ■ 配当水準の変動が事業の運営に影響する ■ 寄附した株式は取戻す事が出来ない ■ 議決権を完全にコントロールすることは不可能 |

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

三井住友信託銀行では2023年9月に「ファミリーガバナンス・コード」を策定

ファミリービジネスの成長とファミリーの永続を望むファミリーにおけるガバナンス対策情報として提供

これは、ファミリーガバナンスを機能させるために参照すべき原則・指針を例示的に示すもの。
これを適切に実践することで、ファミリー企業の成長、ファミリーの永続に資すると考えている。

<「ファミリーガバナンス・コード」におけるファミリーの定義・ファミリーの範囲>

「ファミリー」の定義

創業家やその一族に属する人々を想定し、「ファミリー企業」については、同族経営又は同族所有の会社を主に想定しているが、これらの定義は一意に定まるものではない。

ガバナンスを機能させるべき「ファミリーの範囲」

ファミリーのメンバー構成、ファミリーによる株式保有状況、企業経営への参画状況、その他ファミリー内の事情等の影響を受け、ファミリー毎で相違するものであることから、それぞれの実情に応じて決定されるもの。

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

「ファミリーガバナンス・コード」(2023年9月)→今後とも見直しをしていく予定

基本原則1 ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョンの共有

ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョンは、企業経営に影響を与えることを認識したうえ、これを共有し、明文化することが望ましい。

<考え方>

ファミリー企業の成長とファミリーの永続を両立させるためには、まず、ファミリーとして大切に
する考え方をファミリー内で共有することが重要である。

このファミリーとして大切に
する考え方については、価値観・理念・パーパス・ビジョンといった多様な呼称がなされるが、それぞれのファミリーにとって「核となるもの」であり、時間の経過や社会情勢等の変化に応じてその細部は変わり得るものの、ファミリーのガバナンス、ひいては企業のガバナンスが拠って立つものとして、普遍性を有するものと考えられる。

ファミリーの「核となるもの」が、ファミリーの代表者をはじめとするファミリー・メンバーの発言や振舞いを通じて、ファミリー企業の価値観・理念・パーパス・ビジョンに強い影響力を及ぼし、ファミリーとファミリー企業とが一心同体となっていることが、ファミリー企業の強みといえる。この点を認識したうえで、ファミリーの「核となるもの」がファミリー・メンバーに共有され、常に意識されていることが望ましい。

この「核となるもの」は、創業者が健在であれば、口伝やその振舞いを見せることで、ファミリー・メンバーに対して示すことができるが、世代が進み、創業者の子や孫の世代となると、ファミリー・メンバーの範囲が拡がり、人数も増えるため、そのような方法が採り難くなってくる。したがって、「核となるもの」を明文化し、可視化することが必要と考えられる。そして、明文化にあたっては、ファミリーガバナンスを意識し、ファミリー企業の少数株主その他のステークホルダーとの関係やファミリービジネスの社会的意義、ファミリーの地域社会における存在意義等を踏まえたものとする
ことが望ましい。

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

基本原則2 ファミリーの各種方針等の策定

共有化されたファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョンに基づき、ファミリーのルール(ファミリーの定義を含む)、各種方針等(*)を策定し、これを明文化することが望ましい。

(*)ファミリー企業(経営戦略・資本政策等)への関与方針、ファミリー・メンバーの教育方針、ファミリー(及びファミリー企業)の後継者計画、ファミリーのフィランソロピー方針、ファミリーとしての財産の管理・運用・承継方針等

<考え方>

創業当初は特にファミリーとファミリー企業とが渾然一体となっているが、理念的にはファミリーを組織的なものと見立て、両者を明確に区別したうえで、「核となるもの」をベースにファミリーのルールやファミリーとしての各種方針等を定め、これらに基づいてファミリーを運営することが望ましい。また、ファミリー・メンバーの人数が多かったり、メンバー間の関係性が希薄であるような場合には、これらのルール・方針等にメンバー相互の牽制機能を組み込むことも考えられる。

ファミリーのルール・方針等を定めるにあたっては、まず、ファミリーの定義、すなわちファミリーの範囲を定める必要がある。特に、世代が進んでくると、婚姻や離婚、出生、養子縁組、死亡などにより新たな家族が加わり、離脱し、また、個々人のファミリー企業への関わりに濃淡も出てくる。そのため、どこまでをファミリー・メンバーとして、ファミリーのガバナンスを効かせるかについて検討する必要がある。

ファミリーとして定めるべきルール・方針等には様々なものが考えられ、企業運営に直接・間接に関連するものと、関連しないものがありうる。基本原則にその一部を例示しているが、定めるべきルール・方針等は、ファミリーの定義やその置かれた状況によって異なると考えられることから、必ずしもこれらすべてを定める必要はなく、また、これらに限られるものでもない。また、策定したルール・方針等は、時代や環境によって変遷し得ることから、不断の見直しが必要となる。

また、策定したルール・方針等は、その実効性を確保するため、明文化して各ファミリー・メンバー間で共有することが望ましい。

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

基本原則3 ファミリーとしての意思決定メカニズムの導入

ファミリー内での価値観・理念・パーパス・ビジョンの共有やファミリーの方針等の策定にあたっては、ファミリー内で議論し、意思決定する場を設けることが望ましい。

<考え方>

世代が進み、創業者の子や孫の世代となると、ファミリー・メンバーの範囲が広がり、人数も増えるため、口伝やその振舞いを見せることで、価値観・理念・パーパス・ビジョンを共有し、ファミリーの方針等を策定・共有するといった方法が採り難くなってくる。

したがって、これらについて議論し、意思決定する場を意識的に設けることが必要になる。このような場合は、ファミリーの構成や歴史、ガバナンスの考え方等に応じて、インフォーマルな会合、フォーマルなメカニズム、インフォーマルとフォーマルの組み合わせといった様々な形態がありうるが、重要なことは、定期的に関に実際に開催することである。定期的に関にファミリーが一堂に会してコミュニケーションを図る場を設けることは、誤解や思い違い等に基づく不要な対立を避け、ファミリーの融和を維持することに繋がる。さらに、ファミリー・メンバーが相互に牽制する規定を設けることで、ファミリーのガバナンスをより実効的に機能させることができると考えられる。

このような場合は、当初はファミリーの代表者による各ファミリー・メンバーに対する情報伝達の場としての機能に留まることが多いと思われるが、世代が進むについて、各ファミリー・メンバーから意見を吸い上げる場へと変遷し、重要性が一層高まっていくと考えられる。したがって、世代が進む前にこのようなメカニズムを作り上げておくことも十分検討に値する。

加えて、ファミリー企業の取締役をはじめとする非ファミリー・メンバーを招聘したり、第三者にコーディネーターを委ねたりすることにより、ファミリーがより一層ファミリー企業の実情を理解し、冷静な議論を行う一助となることも期待される。

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

基本原則4 ファミリー企業(経営陣・取締役会)との対話・情報共有

ファミリー(の代表者)は、ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョン及びそれに基づくファミリーの方針等について、必要な範囲でファミリー企業(経営陣・取締役会)と対話し、共有することが望ましい。

<考え方>

ファミリーのファミリー企業に対する関与度合いは、株式保有比率やファミリー・メンバーの構成等によって様々であるが、ファミリーの存在は、ファミリー企業の経営に少なからず影響を与える。

ファミリーと、ファミリー企業の経営陣・取締役会との間に目的の不一致や情報の非対称性が存する場合、ファミリーと経営陣との利害が対立するエージェンシー問題から、お家騒動に発展する懸念もある。こうした事態を防ぐためには、両者間で目的を共有し、情報を相互に連携することで、適切に協働することが望まれる。ファミリー(の代表者)とファミリー企業(の経営者・経営陣)とは、対話を通じて、必要な範囲でファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョンとそれに基づくファミリーの方針等を共有したうえで、ファミリー企業の経営課題について十分に協議・共有することが望ましい。

このような対話を通じて、ファミリーとファミリー企業との間で、経営戦略等の方向性が、納得できる形で一致していくものと考えられる。

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

基本原則5 外部への発信

ファミリー(の代表者)は、ファミリー企業のファミリー以外の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等のステークホルダー(上場会社の場合は加えてマーケット)の理解・共感を得られるよう、ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョン及びそれに基づくファミリーの方針等について必要な範囲で適切かつ効果的に発信することが望ましい。

<考え方>

ファミリーの永続は、ファミリー企業の成長があってこそ実現するものであり、ファミリー企業の成長は、ファミリー以外の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとするステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果、実現するものである。

したがって、これらのステークホルダーからファミリー企業ひいてはファミリーについて、理解・共感を得ることは、ファミリーの永続にとって重要な要素の一つとなる。そのため、必要な範囲で、ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョンやそれに基づくファミリーの方針等について、ファミリー自ら発信していくことが必要と考えられる。ファミリーの内部事情を外部へ開示することには躊躇を感じることもあるかもしれないが、ファミリーとファミリー企業の関係性についてステークホルダーの理解を得、また誤解されないためにも、一定程度の開示は必要と考えられる。

特に、明示的でないルール等は伝わりにくく共有されにくいいため、この観点からも、ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョンや方針等の明文化は重要と考えられる。

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

ファミリー企業のガバナンスにおける留意点

(1)コーポレートガバナンス・コードの適用を受けるファミリー企業

- ①ファミリー企業では、ファミリー以外の株主とも建設的な対話を行うべきである。ファミリー企業の経営陣・取締役会は、こうした対話を通じて、ファミリー以外の株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、ファミリーとも共有し、ファミリー以外の株主を含むステークホルダーのそれぞれの立場に関するバランスの取れた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応することが望ましい。
- ②ファミリー以外の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働にあたっては、法令及びコーポレートガバナンス・コードが求める情報に加えて、ファミリーとの関係や、ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョン等について、これらのステークホルダーから共感やリスペクトが得られるよう、必要に応じて、正確でわかり易く、有用性の高い情報を発信することが望ましい。
- ③コーポレートガバナンスにおける監督機能は、取締役会、監査役及び監査役会により果たされることを主体とし、さらにコーポレートガバナンス・コードで示されている独立取締役に期待される役割が発揮されるよう、ファミリーの理解を得て、適切な環境整備に努めることが望ましい。

5. 三井住友信託銀行株式会社が策定した「ファミリーガバナンス・コード」

(2)コーポレートガバナンス・コードの適用を受けないファミリー企業

- ①ファミリー企業は、ファミリー以外の株主とも建設的な対話を行うべきである。ファミリー企業の経営陣・取締役会は、こうした対話を通じて、ファミリー以外の株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、対話内容をファミリーとも共有し、ファミリー以外の株主を含むステークホルダーそれぞれの立場に関するバランスの取れた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めることが望ましい。
- ②ファミリー企業の成長は、ファミリー以外の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを踏まえ、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。ファミリー企業の経営陣・取締役会は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮することが望ましい。
- ③未公開会社については、法令等に基づく開示事項は限定されるものの、ファミリー以外の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などステークホルダーごとに、ファミリーとの関係や、ファミリーの価値観・理念・パーパス・ビジョン等について、これらのステークホルダーから共感やリスペクトが得られるよう、必要に応じて、正確でわかり易く、有用性の高い情報を積極的に発信することが望ましい。
- ④コーポレートガバナンス・コードの適用を受けないファミリー企業においては、ファミリーの存在が企業の文化や企業経営に影響を与えることに鑑み、ファミリー企業ならではのルールを可能な限り明文化し、個々の従業員にも広く浸透させる取組みに努めるべきである。また、取締役会、監査役及び監査役会においては、これらのルールがコーポレートガバナンスに有益であるかを常に検証することが望ましい。

6. ファミリービジネスにおけるステークホルダーを意識したフィランソロピー

寄附の市場規模の比較

- 日本の個人寄付総額は、ふるさと納税除きでも、従来より拡大している。(2020年実績(2016年比))
- 但し、英米との比較で見ると、金額・名目GDP比ともに、まだ低い水準にある。

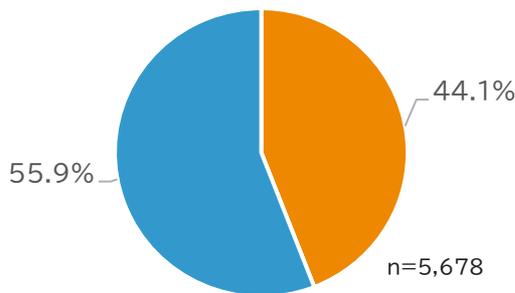
| | 個人寄付総額 | 名目GDP比 |
|-----------|------------|--------|
| 米国(2020年) | 34兆5,948億円 | 1.55% |
| 英国(2020年) | 1兆4,878億円 | 0.47% |
| 日本(2020年) | 1兆2,126億円 | 0.23% |
| ※ふるさと納税除く | 5,401億円 | 0.10% |

10%増
←

| | 個人寄付総額 | 名目GDP比 |
|-----------|---------|--------|
| 日本(2016年) | 7,756億円 | 0.14% |
| ※ふるさと納税除く | 4,912億円 | 0.09% |

寄附者率(日本/2020年)

- 寄付を行った人は約4割。



■ 寄付を行った ■ 寄付を行っていない

年齢・世帯収入別の寄附者率(日本/2020年)

- 寄付者は高齢富裕層に多い。

| 年齢 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 寄附者率 | 25.5% | 35.0% | 39.5% | 40.2% | 47.0% | 54.7% |

| 世帯別収入 | 400~600万円未満 | 600~800万円未満 | 800~1,000万円未満 | 1,000~1,200万円未満 | 1,200~1,400万円未満 | 1,400万円以上 |
|-------|-------------|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 寄附者率 | 44.7% | 46.7% | 50.9% | 52.6% | 57.7% | 65.4% |

(各データ出所)「寄付白書2021」(日本ファンドレイジング協会)

6. ファミリービジネスにおけるステークホルダーを意識したフィランソロピー

- ・三井住友トラストグループは、「託された未来をひらく」をパーパスとして定義し、「社会的価値と経済価値創出の両立」を経営の根幹に据え、「資金・資産・資本の好循環」の実現を目指している。
- ・法人・個人の資産と、社会課題解決に向けた資金需要を結節する新たな「金融仲介機能を発揮」することで、社会・経済の活性化による好循環の創出したいと考えている。

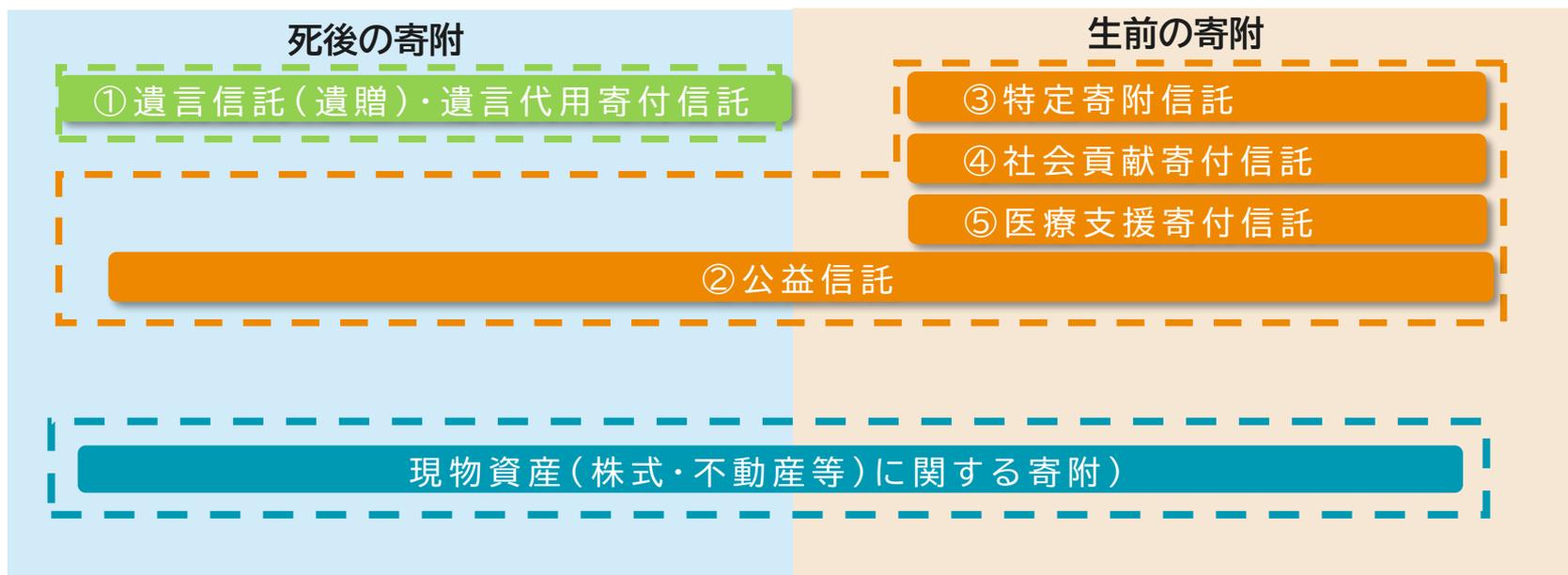
社会課題解決型の金融仲介機能の発揮



6. ファミリービジネスにおけるステークホルダーを意識したフィランソロピー

- ・三井住友信託銀行は、社会課題解決に貢献したいという寄附者の想いをつなぐために、生前、死後の双方で寄附を実現する商品・サービスを提供している。
- ・寄附先団体の活性化、ニーズの多様化、活動報告の品質担保について、寄附仲介機能の改善等の観点から、高度化に向け取り組んでいる。

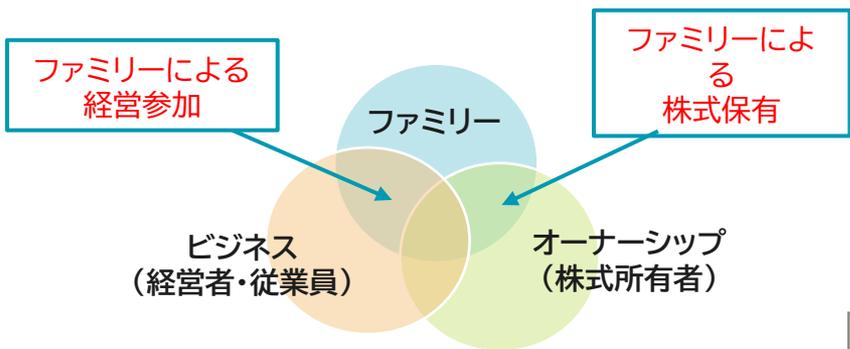
■お客さまの寄附ニーズに応える主なソリューション



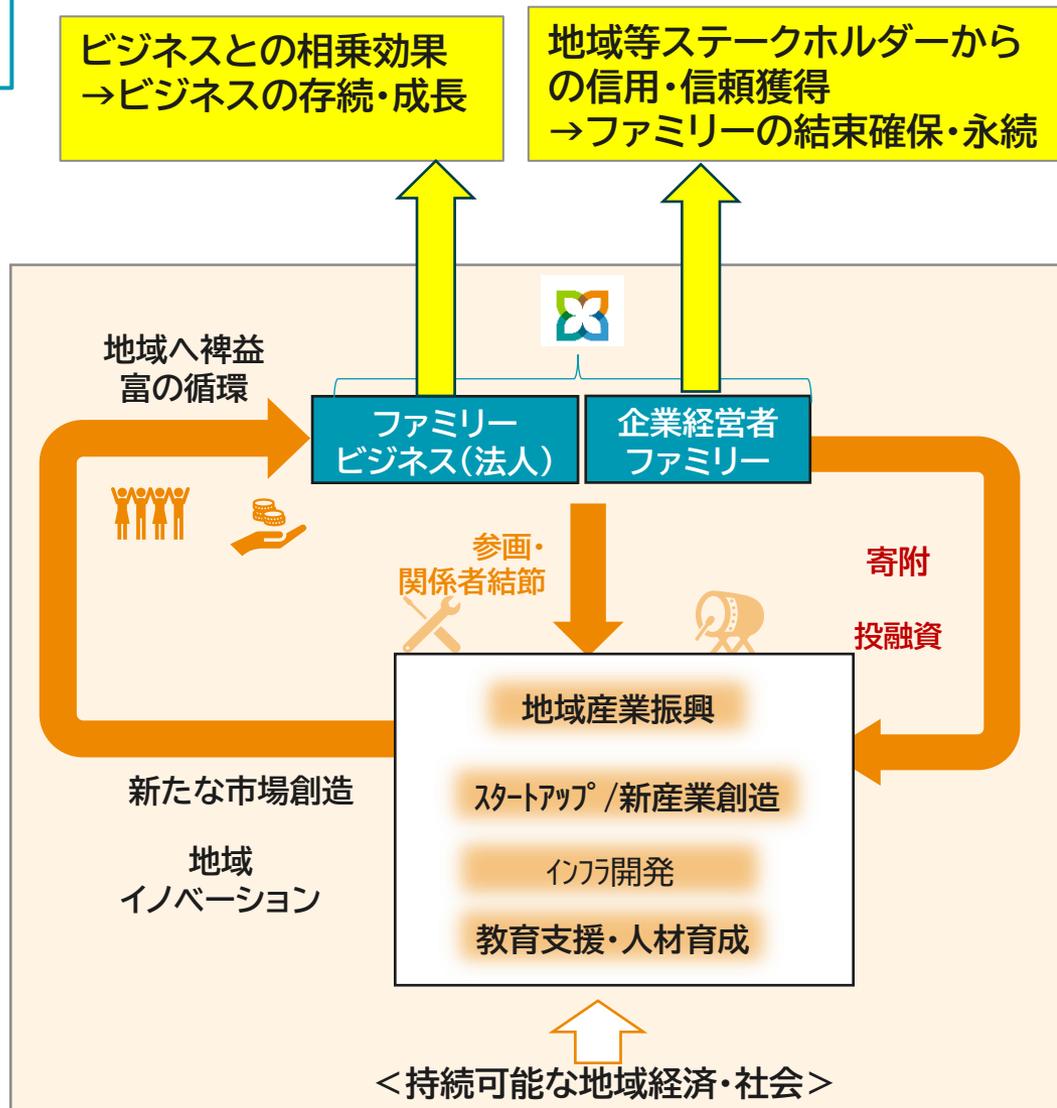
2024年11月25日スタート

鎌倉スクールラボファンド+ (プラス) に対して
合同運用指定金銭信託を提供

6. ファミリービジネスにおけるステークホルダーを意識したフィランソロピー



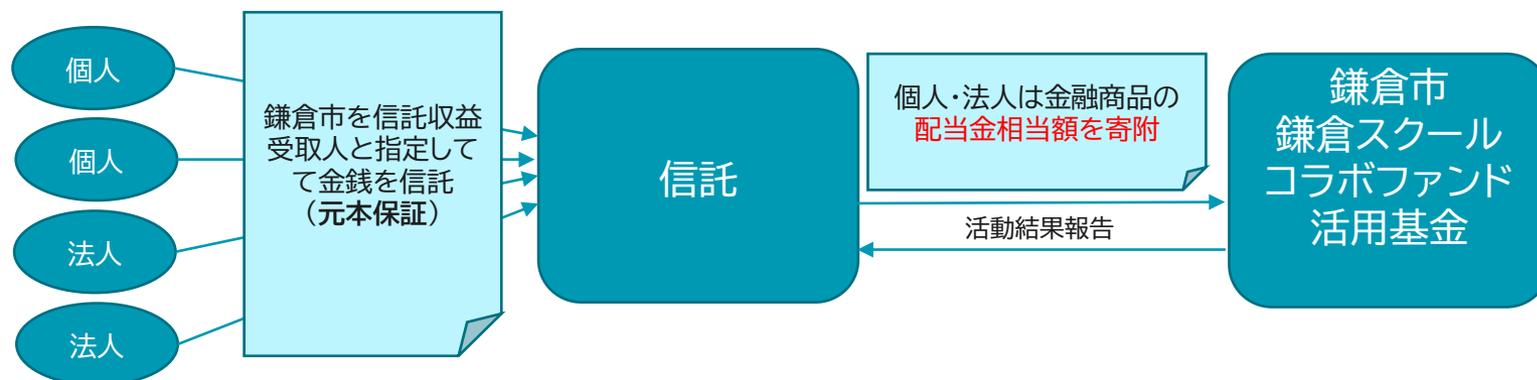
| | ファミリービジネス |
|-------|--|
| ガバナンス | コーポレートガバナンス + ファミリーガバナンス |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 従業員・取引先・地域・社会等ステークホルダーは地域密着 中長期的な視点での経営が行われている 企業オーナー・ファミリーの地域・社会への意識により影響を受ける |



6. ファミリービジネスにおけるステークホルダーを意識したフィランソロピー

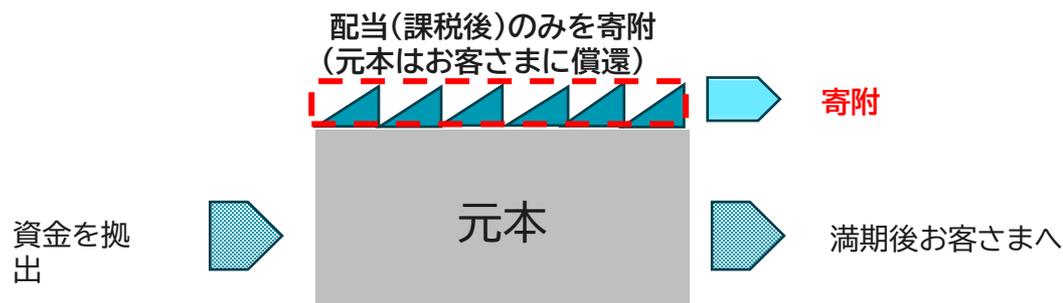
「鎌倉スクールコラボファンド+(プラス)」 2024年11月25日スタート

鎌倉市教育委員会運営する「鎌倉スクールコラボファンド+(プラス)」と題する「金融商品の運用益を活用した持続可能な教育資金を調達する仕組み」に対して金融商品を提供。
また、鎌倉市とは遺贈を通じた鎌倉市への寄附の取扱いも開始。



<ポイント>

- ・元本保証の合同運用指定金銭信託の配当金を鎌倉市に寄附
- ・預入期間経過後に元本は償還されるので、寄附者は手元の資金を減らすことなく鎌倉市の教育に貢献



6. ファミリービジネスにおけるステークホルダーを意識したフィランソロピー

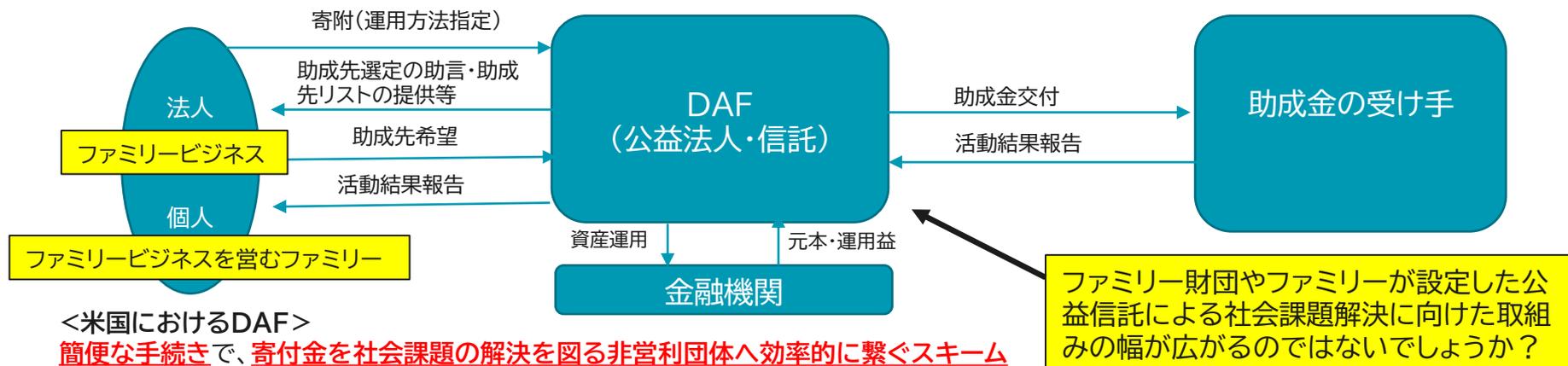
ファミリーからの継続的な寄附を実行するために 寄附金を資産運用して運用益を寄附するスキームの拡充

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」(抜粋)

国による資金に加え、寄附や寄附を運用する基金を始めとした、大学研究における官民資金の活用を強化する。米国では、特に株式報酬由来の寄付金について運用型寄附金制度(DAF: Donor-Advised Funds)により、寄附可能な資金を増やしながらか慈善活動が行われていることを踏まえ、日本においても多様な資産への投資による資金運用が可能な形での運用型寄附金制度(日本版DAF)の導入を検討する。

(出典)内閣官房HP https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html (2025年1月7日閲覧)

DAF(Donor-Advised Funds)



<米国におけるDAF>

簡便な手続きで、寄付金を社会課題の解決を図る非営利団体へ効率的に繋ぐスキーム

- ①公益団体に対する寄附→この時点で寄附金控除
- ②公益団体は、寄附者(Donor)毎に寄附金を分別管理
- ③公益団体は、Donorの“助言”により寄附金を運用(インパクト投資・スタートアップ投資等を含むリスク資産可)
- ④公益団体は、Donorの”助言(税制適格な助成先リストの中から助成先を特定)”により助成先を決定・実行

公益法人制度の変更(2025年4月)、新しい「公益信託制度」(2026年4月)が始めることを踏まえ、活用が期待されている

留意事項

1. 本資料は、当社内の所定の広告審査を経たものです。
2. 本資料に基づく当社からの提案につきましては、貴社(あるいはお客さま)自らその採否をご判断ください。
3. 本資料における当社からの提案を貴社(あるいはお客さま)が採用されない場合であっても、当社とのお取引について貴社(あるいはお客さま)が不利益な取扱いを受けることはありません。また当社は本資料における提案を貴社(あるいはお客さま)が採用されることを貴社(あるいはお客さま)とのお取引の条件とすることはありません。
4. 本資料は作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
5. 本資料に含まれる提案を実行する場合、一定のリスク・手数料・諸費用などが発生する場合がありますので予めご了承ください。
6. 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承下さい。
7. 本資料はコンサルティング業務の一環として提供するものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務相談、税務申告の代理、申告書作成等税務書類の作成に当たっては、貴社(あるいはお客さま)の弁護士、会計士、税理士、または格付機関等と、事前に十分にご相談頂くようお願い申し上げます。
8. 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
9. 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
10. 本資料に記載された情報は機密事項であり、その権利は当社に帰属します。かかる情報は貴社(あるいはお客さま)や貴社(あるいはお客さま)の弁護士、会計士、または税理士等の専門家への相談のみに作成されており、貴社(あるいはお客さま)は当社の同意なく複製や第三者への開示を行うことは禁止されています。
11. 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、貴社(あるいはお客さま)が作成した写しは破棄されるものとします。貴社(あるいはお客さま)及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日 2025年3月24日